

近代所有権と従属労働

〔その二〕 近代法における代表的指導原理

(労働法意識序説第六部)

宇 田 咄 郎

(高知大学教育学部・法律学研究室)

Modern Property and Dependent Labour

II. The Representative in Leading Principles of Modern Law.

(Consciousness of the Real Nature of Labour Law. Part 6)

by Zirō UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

本 稿 の 趣 旨

前稿第五部においては近代市民法の定立する人格・所有・契約の各概念につき、法形式上は各個獨立の対立関係におかれる。これら概念の内的原理的相関関係をば稍々詳細に考察し、旁々また夫々の概念の保有する意味内容をも理解することを試みた。然るところ我々は必ずしも鮮明とはいへぬにしても、そこから、これら概念の中何れが近代法をば貫流する最も代表的指導原理としての役割をもつかについて抽象的にはあるが大筋の理解が可能となつたと思うのである。そこで本稿においては、前稿においてなされたる分析の綜合から出発して何ものが近代法における最も代表的指導原理を成すかにつき論証を行い、以て前稿冒頭に示されたる主題の趣旨に副うとともにその基本的足場を固めたく思うわけである。

既に理解されたる如く、「人格」はそれ自体直接的に自由なもの、あくまで主観的孤立的且つ抽象的なもの（別して法技術的觀念）として、觀念世界に横たわるものとしては、生きた人間社会関係という歴史的現実の考察にとりては無意味・無價値なる存在である。これに対し「所有」は、この人格の抽象的主観的形式的止揚の形式として人格の定在・現実的基礎として在り、人格の可能性の实在性という行動的側面の定在としての位置・役割をもつ。このあたり既に所有は我々の関心を引くものが強い。蓋し即ち現実的に没價値なる人格の外的主張をば可能ならしめる現実的基礎一行爲的側面としての所有こそ、歴史的現実的考察にとりて意味をもつ起点とされねばならぬ。このことは尙「契約」の性質からも保証されるものである。即ち契約といえば、所有の私的側面即ち未だ主観性に止まるものの社会的側面——客観的なものへの法律的媒介形式であり、端的には私所有それ自体に内在し且つそれに矛盾するところのその社会的契機の獨立現象形態として在るにすぎざることを知つたのである。総じていうなれば、所有に内在する二個のモメントの分裂による一方の獨立的存在（現象形態）として契約は在るにすぎず、従つてそれは an sich なる形式的論理的價値をも必ずしも充分もちえざるのみならず、それが所有と所有の交換（讓渡）としては、物に対する人の私的所有をば基本的前提とすることが充分認識されねばならぬ。——かくて人格そのものは觀念的なものとしては歴史的現実的には没價値的であり、所有はこの孤立的・觀念的・靜態的な人格の現実的基礎・生きた人間関係創造のための行爲主体としての側面であり、而して契約はただ私所有に内在する矛盾の契機の獨立現象形式——所有概念の實現（權利として）のための媒介形式にすぎず、それ故に契約の前提・起点はあくまで（私）所有そのものなることが明らかであつ

で見れば、さすれば、(私) 所有こそ生きた人間関係の法的考察にあたり、その現実的出発点となるものとされねばならぬのである。(前稿に示したるスタイン理論からは、このことは明確に出されるが、ヘーゲルの論理が、よし観念論的逆立ちとされるとも、尙本文の様な結論は可能と考える)。

二

前段になされた結論は、獨り前稿における、いわばむしろ哲学的抽象論理の帰結としてののみならず、しるにあらすして、第四部までになされた資本制社会の現実—資本制生産過程の場に即する雇傭の展開過程に関する考察を吟味するとき、既に明らかにされた筈のものと考えるものである。さりとはいえ、念のために明確を期するため、今ここに再度約言するであろう——。

資本主義的経済組織の根本特徴は、生産手段の私所有者と非所有者(以下多くの場合、單に所有者と非所有者と表現する。)との分離——つまり生産手段の分配様式(生産関係=所有関係)——の事実、而して凡ての財の商品化の点に存する。従つてここに二つの基本的事実が生起した。(一)は労働者の所有する労働力は、而してまた資本家の私所有する生産手段も、相ともに両者間の契約によりて結合するのでなければ、社会的現実的実効をば發揮しえなかつた。即ち換言すれば、前者は生産手段との結合以前には——労働力が契約(雇傭)によりて生産手段所有者に販売されるのでなければ、労働力の所有は現実にその價值をば實現しえず、つまり労働力所有者—労働者—人格者たりえず、即ち従つて生きた人間として生活主体たるの基礎を確保しえなかつた。後者また多数の労働力所有者との契約による、それとの結合なくしては、その所有も社会的實現即ち社会的生産機能を發揮しえなかつた。(二)は人間労働力も商品化され、つまり價值の対象となつたことなのである。かかる経済制度をばその実質として保護せんとする近代法的前提をなすものこそ、凡ての財の獲得をなさしめるための各人の「平等」、且つ凡ての財の商品としての流通のための各人の人格の「自由」なのである。従つて資本家—生産手段所有者と労働者—非所有者は法律の前に「平等」であり、労働力給付の売買も「契約自由」の原則の下に服せしめられたのであつた。正しく近代法は個人主義的自由主義体系を以て貫かれている。

然るに社会経済的現実を前にしては、労資間には實質なる平等は實現しえなかつた。即ち先づ——(1) 労働力も所有の対象たりうるが、それは人格の外的定有として人格と不可分離なる特殊の商品、換言すれば労働力の担当者が人格者なるがために、自由競争場裡において労働者—非所有者は今明日の生活資料獲得のため、たえず一種の緊急状態に陥り、何時も何人かの資本家—所有者に属せねばならず、従つて既に労働力所有は生産手段非所有としては、「所有」において労働者—人格の自己関係は現実的意味・價值をばもたぬ端初が見られた。かくてそれ故に、労働力—商品(=所有)の販売(讓渡)は“投売り”とばなり、労働条件決定は資本家—所有者の一方的決定に委ねられた。所有者も非所有者も相ともに平等なる「商人」でありながら、後者にとりては意志の自由は現実的否定であり、契約の自由は保障されえなかつた。さりながら、両者間の不平等不自由が契約の締結についてのみ止まるかに見えること、それは一つの“見え”にすぎず、非所有者の不自由不平等なる境遇——自己関係の喪失——への沈淪は、獨り流通過程—契約締結—に止まらず、実はそれは契約の内容——生産過程——において決定的であつた。即ち繰返す様に、労働力の担当者は人格者なるを以て、労働力は非所有者人格と分離して販売しえざるがために、労働力販売において非所有者自体(=人格の外的自然状態)は所有者支配の下に若かれることからして、労働の場においては非所有者は必然的に所有者の下にその人格支配をば余儀なくせられた。ここにおいては既に「人及び所有者」として承認し合うという契約原理は果されることはないのである(即ち学者のいわゆる“身分法の設定”⁽¹⁾がここに見られる)。

この所有者による非所有者の人格支配は労働過程=労働力組織づけにおいて濃化し、支配服従、

後者の機械への從屬の關係(筆者のいう労働力の組織的分子)という風に、勞務の所有者による一方的決定に至りて頂点に達した。正に労働力=物の中に自己の意志をおくという労働力所有の自己關係—自由な意志—は全く否定されている。⁽²⁾ 今や労働力は個=人格の獨立を否定されたる、單なる資本の一実存形式として資本=所有者の自己關係にと轉化した。しかも労働力組織關係は契約概念が個對個の交換形式なることから、当然それ(可能性)は法形式にとりては外的關係として、その知らざるところであつた。蓋し契約は非所有者と所有者の自由な合意あればそれによりて正当なのである。⁽³⁾ 正しく非所有者は所有者に対して不自由であつた。—更に價值増殖過程一線返えす様にこれが⁽³⁾資本主義的生産の基本的目的をなす—にあたりては、「労働」は自己及び家族の生活維持のために所用だけの「必要労働」以上に、資本の「剰余價值」生産のための労働をば余儀なくせしめられ、その部分こそは正しく他人(所有者)の利益のためのみの労働であり、その場合労働による價值増加部分は凡て所有者の所有に屬せしめられた。かくて兩者間の債務關係は、單なる資本の價值増殖のための強制的剰余労働關係にすぎざることを知つた。別言すれば直接的には労働力所有者=人格の労働力使用過程が、價值的には他人=所有者の労働力消費過程(所有者の自己關係)となつて現れた。しかも法=人格・契約の形式は、かかる社会經濟現象をば價值的に見ることはない。ともあれかかる剰余労働による價值増加部分が、生産者=非所有者の所有とはならざる点に資本主義的經濟構造の必然があつた。更に尙かかる強制的剰余労働關係は、その物的過程としての労働過程乃至は流通過程(契約)の背後に隠蔽されてあることをも見た。決してそこにおいても労働の自由と所有者に対する平等の實現されざることは明らかであつた。

要するに不自由不平等なる社会關係は、このようにして、契約締結の前後、労働内容、價值増殖過程の一連にわたりて生起したのであつた。畢竟労働=非所有は資本=所有權=所有の前に一個の「物的」存在—生産の手段—として把握されたるにすぎなかつた。労働(=非所有者)の自己關係(自由な意志)、非所有者の労働力=商品・所有者たることの承認の存在余地はもとよりそこにはありえなかつた。然り、而してこれらの事柄は要せば、資本制生産關係—所有關係—剰余價值生産—の必然であつたのである。……第四部までの論旨の綜合的梗概は概ね以上である。

(1) 平野義太郎氏稿「労働契約概論」, 法学協会雑誌 41卷, 2号参照。

(2) 平野氏著「民法におけるローマ思想とゲルマン思想」 255頁参照。

(3) ヘーゲル「法の哲学」 88節参照。前稿所掲 132頁。

三

右によりて歴史的資本制的生産關係—生ける現實・具体的人間の關係においては、人格・契約の自由は、正しく非所有者=労働者にとりては空しき形式として實質的保障をばなしえざることを容易に知りうる。しかもかかる非所有者のうけとる特殊的・具体的規定は、既述の様に、人格の立場—抽象法—においては、人格の直接的自己規定によるものとして、何等その関知するところではない。換言すれば前稿における論述から明らかなる如く、労働力所有=生産手段の非所有の所有が左様に悪しき實在性なりとするも、労働者=人格者は直接的な規定における定在としての生産手段の非所有の所有以外の定在を有しえざるため、それ故にかかる具体的内容は全く法にとりては問題とはならぬわけなのである。かかる意味において、あらゆる人間の普遍的權利可能性としての人格概念は、左様な觀念の下に可能性の現實化如何をば法律的關心の外におくことが理解されうる。—されば、かくして、ここでは次の事柄が指摘されうる。現實に權利を取得する充分なる可能性を保有する者、現に權利を取得しおる者にとりては、この現實が法=人格—によりて基礎づけられ、その安固を保護されることに対してもつ利害關係は蓋し重且つ大なるものがあり、權利否認・剝奪の危険からの防衛を現實に享受しうる限り、正に資本家=生産手段所有者にとりては人格概念は不

可欠なるのみか、充分なる法的要件たるのである。これに反し、権利一所有の可能性の現実化の見込なき労働階級＝非所有者にとりては、権利主体たるの地位をば否定することなしとする靜態的消極的な人格概念は、不可欠ではありながら、然も充分なる法形式にあらず、近代性保障の所以にあらざることを理解しうるわけである。

次に「契約」は現実に非所有者にとりて何を意味したか。最早喋々する様ではあるが、前述の様に、所有者と非所有者とは契約当事者としては獨立的個人として相會し、相互に人格承認の建前をとるが、事實は契約（雇傭）において非所有者は「何でも選抜しうるの形式的自由」をば実行しえずして、労働条件の一方的決定その他の價值的形態における所有者の非所有者に対する支配的地位の獲得が、契約（物の價値の交換）を媒介として現象した。法的に、現実的に完全に獨立したる社会性なき私的労働——直接的に獨立したる人格＝非所有者が、他の人格＝所有者との間における所有の交換によりて——即ち契約を通じて、物の價値（＝資本＝所有權〔者〕）に従属することが契約内容において——社会關係——現象したのである。價值的には自由意志による自由の売却でしかありえないとされる所以である。このことは無論法的形式と実体の乖離を示すものであつて、かかるところに、労働条件を巡る資本制的工場生産の場に即する所有者と非所有者との間における労働關係の法的性格に係る消息を以て「身分的支配形式をもつて包まれる契約」⁽¹⁾、「更に正確には、その実体に於ては身分的支配と契約關係との混合」⁽²⁾であるときれうる根據が存するわけであり、前に別語を以てふれたところである。抽象的法論理的には、契約は自由な意志の発動としては、即ちその形式においては、かかる所有者の非所有に対する身分的支配の面目を具えるところのもの、換言すれば正しく、かかる人格支配なる内容をば内包するところの自由の形式であり、それは自由——その措定したる内容として、自由一人格の自己規定に外ならぬのである。さすれば、かかる社会的具体的内容は合意に放任される所以である。契約—法—はかかる特殊性——実体的には「契約による契約—自由な意志—の制限」——はそれに外的な偶然として放置するとすれば、契約もかくして近代性の現実的保障をなすものではない。

(1) 吾妻光俊氏著「労働法の基本問題」24頁の言。

(2) 吾妻氏著「近代社会と労働法」35頁の言。

四

これを要するに、近代法は財貨の支配者—生産手段の所有者に対して、その人格と自由、契約の自由を保障するが、資本主義的近代工場生産の過程において創出されゆく労働者—財貨の支配から切斷されたる者—生産手段の非所有者の人格と、自由契約の自由の保障をなしえざるは自明となる。財貨の非所有者にとりて、人格・契約の抽象的概念は歴史的現実的にはあくまで文字通り抽象的な概念に終るが、財貨の所有者の所有の自由のみは、「所有」概念が直接的な、その実質的保障手段となりて現実的價値と意味を有するのである。正しく自由は實は所有（權）の自由であり、平等は所有（權）に與えられる平等であるといわねばならない——。

この点については、学者が一般に資本主義法律原理の樹立者とされるベンタム（Jeremy Bentham 1748～1832）の学説に関する若干の補説を加えることが適當である。一人も知る様にベンタムといへば、吾人は直ちに「功利主義」を想起する程彼の名が功利主義と極めて密接なる關係を有し、Benthamism（ベンタム主義）といへば、また直ちに19世紀英國の功利主義を意味する程であつて、彼の法律・政治・經濟論の出発点となれる前提は、この（一）功利の原理又は最大幸福の原理（The principle of utility or the greatest happiness principle）と（二）自利選択の原理（the self-preference principle）である。前者は有名な彼の代表的著作たる「道徳及び立法の諸原理に関する序論」（An Introduction to the principles of Morals and Legislation）の第一章に題する「功利の原理について」（Of the principle of Utility）に展開されるが、この原理が彼の学説中最も重要

なる根本思想をなすものなることは周知のことに属する。而して前者と後者の原理は相まつて放任主義、自由主義、個人主義、民主主義の主張となつて現れたものである。

然らばベンタムのいわゆる功利の原理とは何であるか。彼のいうところによれば「どんな行爲にせよ、その行爲がこれに関係をもつている当事者の幸福を増大せしめるか、それとも減少せしめるか、或いは、同じ事が別の言葉で言えば、その幸福を促進せしめるか、それともこれを阻むか、そのどつちのように見えるかということによつて、その行爲を、或いは承認し、或いは否認するところの原理—これが功利性の原理の意味である。私はいまだんな行爲にせよ、といつた。つまり、單に個人々の行爲だけでなく、政府の一切の政策をも、それは含んでいるからだ。」(昭和30.5.3.河出書房発行、世界大思想全集、社会・宗教・科学思想篇7、15頁。河上藤氏著資本家的経済学の発展・第4章。同氏「経済学大綱」下巻312頁)。而してこの功利性の意味は彼によれば『功利性とは、その利害が考慮されるところの当事者に対して、恩恵・利益・快樂・善或いは、幸福(いまの場合これら全てのものは結局同じことになるのだが)を生み出す傾向、或いはまた(これもまた同じものを指すことになるのだが)災厄・苦痛・災害或いは不幸を防止する傾向をもつところの何等かの事物におけるそうした性質を意味する。』(前掲全集16頁、河上氏前掲同頁、尚、平野義太郎氏稿「ベンタムにおける個人主義、功利主義の法律原理」、経済学研究第1巻第1号67頁以下参照)。更にこの原理の適用される社会につき、彼は『社会とは個々の人間からなる一つの仮想的なもの(body—筆者附註)であり、それら個々人はあたかもこのものの成員であるかのようにこれを構成するものとして考えられる。』となし、つづけて『だとすれば、その場合、社会の利益とは何であるか?—社会を構成している個々のメンバーの利益の総和ということになる。』として、よつて彼は『したがつて、(いまもし社会全体について言うならば)ある行動が社会の幸福を増大せしめんとする傾向が、それを減少せしめんとする傾向がより大であるとき、その行動は功利性の原理あるいは簡単にいえば功利性に適つたものということが出来よう。』と主張するのである(前掲全集16頁、河上氏前掲書313頁、この末尾の章句にいわゆる最大多数の最大幸福の原理が示される)。

彼の法律論の第二の前提たる原理として前示の自利選択の原理があるが、これは次の如きものである。彼の意見によれば「何が快樂であるかは、各人が知つており、何が苦痛であるかも、各人の知つているところだから、畢竟何が幸福であるかは、各人の知つているところである。即ち各人は原則として彼自身の幸福の最上の判定者(the best judge)であると同時にまた自己の最大幸福を追求することを以て、たえずその目的とする傾向を有するものであつて、従つて「彼自身が必然的に彼自らの第一の問題であらねばならぬ。」とされ、而して「あらゆる人間をして、彼の當むあらゆる場合の行爲に際し、その時に彼の採つた其の場合についての彼の考から、最高度に彼自身の最大幸福に貢献するであろうと思われる行動の方針をば、—それが、他の同じ人間の(或る他の人または自分以外の総ての人々全体の)幸福に関し、如何なる結果を齎そうとも、敢て之を遂行するに至らしむるところの、人間性に存する性向を稱して、自利選択の原理という。」というのである(河上氏前掲書314~6頁による)。

このようにベンタムは各人がその「自利追求」と「自利選択」とにつき最上の判定者となすが、かかる思想に基づき、平野氏の紹介するところによれば、彼は「法律は、社会の成員が、その本能として持つている自利追求の念と自利選択の心とのまにまに任せて置き、自然の作用に放つておけば、かれ等は、おのづから自分の生計の道を樹てて利益を追うてゆくであろう。かういふように、法律が各人の経済生活に対して干渉を加えず、各人の自然の作用に放つておけば、各人の幸福が必ず到来する。そんならば、それにしたがつて、社会全体の富も、又、延いては社会全体の幸福も亦増進せしめられるであろう。」と考えるのである(平野氏著「法律に於ける階級闘争」80頁、尚同氏稿「ベンタムの個人主義の私法原理」、法学協会雑誌第42巻第12号23頁以下参照)。これ即ち彼の自由放任 Laissez-faire の法律政策に関する根本的意見であり、これに従つて財貨の獲得、交易は凡て各人の自由に放任さるべきだとする法律原理が導出されるのであつて、契約の自由 Freedom of Contract, Vertragfreiheit これである。よつて、河上氏の紹介するところによつて、彼の契約の自由に関する意見を見れば、「既に各個人を以て各自の幸福につき最上の判定者であるとするならば、詐偽または強制にして存在せざるかぎり、甲および乙なるものが自ら進んで互に一定の契約を結び、相互に己れ自らを束縛することは、その契約の内容如何に拘らず、法律上総て是認せらるべき筈である。」となすのであつて、ここに彼が契約の自由を以て私法上の根本原則としたる所以が存するのである(河上氏前掲書322頁)。而して彼は法律・政治の分野におけると同様に、功利の原理と自利選択の原理をば根據として経済方面においてもまた自由放任主義を唱導したのである(この点河上氏前掲書326~32頁参照)。

然るところ、彼はこの自由放任(契約の自由)のコロラリーとして所有權の不可侵をおくのであつて、これにつ

き平野氏の紹介するところをきいて見よう。即ち「各人は、その生計の追求に関して最上の判定者なのである。だから、各人はあらゆる苦痛を避け、利益を追求するために、財貨を生産し蓄積する。しからば、法律はこの個人が利己的活動に基いて生産蓄積したものを保護し、且つこの保護を完全ならしめるためには、この生産の生ずる物と物を所有する人との関係、すなわち、所有権関係を保護しなければならない。そして、この所有権をして絶対的な不可侵性を帯びさせることによつて、社会の功利は全うせられる。」となして（前掲平野氏「階級闘争」81頁、傍点は平野氏）メンタムは私有財産権の確立・安固の要を説くが、しかも彼の場合は「法律は一人の人に厚く他の一人に薄くしてはならぬから、財の分配は、『平等』でなくてはならぬ。それには法律は財が現に存立している状態のままでその平等を期さねばならぬ。」とされるのであつて（前掲平野氏「階級闘争」82頁、傍点は平野氏、尚前掲平野稿 35頁参照）、彼のいう「平等 Equality」の意義は実はここに存するのである。而してこの点につき更に尙河上氏の紹介文によりて突込んで見れば、この場合「彼は他くまでも私有財産制の安固を政治の第一原則とする点において、依然として個人主義の特徴を維持していた。」のであつて、即ち「彼の意見によれば、配分の平等を期するため生産の発達を犠牲にするは誤である。財産の安固を計ることが政治の最高原則であつて、財産の平等は只この安固の原則と衝突せざる限りにおいて始めて実行さるべきものである、従つてまた、現時の配分状態はたとい如何なる状態に在るとも、その現状を維持することは、立法者の第一義務である、という」のであつて、かくて彼は「現在の財産私有の制度（それはメンタムの住みし社会にとつては、取りも直さず資本家的な財産私有の制度である）を維持し保護することを以て、政治の最高原則となし、立法者の第一義務となし、これを以て平等政策の上位に置くことにより、明白に資本家的学者としての立場を固執したのである。」（前掲河上氏著書333~4頁）。して見れば正しくメンタムのいう「平等」とは「既に確立せられた私有財産権の平等、有産者間の平等」であり、従つて彼の場合は「無産者と有産者との間の平等、いいかえれば、私有財産権を否定して財産の平等をはかることではない。」（前掲平野氏著「階級闘争」82頁）といわねばならない。（従つて彼の平等は社会主義的思想に傾けるものにあらざることが留意されねばならぬのであつて、この点については尙前掲河上氏著書 334頁以下及び前掲平野氏著「階級闘争」83頁の註3参照）。—

これによりてこれを見ればここに次の様な主張がなされるであろう。即ち近代法原理——近代法典の表現する近代性なるものは、「少なくとも」所有の自由^①に代表されると。否むしる右にふれた様に、人格の自由・平等、契約の自由は財一生産手段の所有権者にとりてのみ自由・平等なるが故に、既にその意味において所有の自由のみが近代法の近代性を実現しうるにすぎぬとなすことが適切であろう——。

史上有名なるフランス大革命の指導理念をなしたるかの「人権宣言」（La déclaration des droits de l'homme et du citoyen）が、資本主義法律原理を以て社会組織の根本原理として宣明したるものであり、これが19世紀法律組織の基礎をなしたるものなることは人の知るところであるが、ここに同宣言の思想—そのいわゆる自由・平等が何であるかにつき—暫しておきたい。

そもそも該宣言の第一条『人は出生及び生存において、自由及び平等の権利を有する』（“Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits.”）なる規定の本質的意味はいうまでもなく、これに照應する末尾の第一七条『所有権は不可侵にして且つ神聖の権利である』（“La propriété étant un droit inviolable et sacré.”）の規定の統一において理解さるべきである。即ち平野義太郎氏の言を借りていえば、まことに「所有権の不可侵性と神聖性とは人権宣言第一条に宣言せられた『自由・平等の原則』に包摂せられてのや、眞の意義が存するし、その冒頭の宣言は、この末尾の規定に支点をもつてのみ、はじめてその眞実な根拠がすえられるのである。果して、しからば、有産者は生れながらにして自由・平等なるが故に、その有する所有権は不可侵であるべきであるし、その所有権が神聖であればこそ、その所有者のみは、生れながらにして、自由と平等とである」のである（平野氏前掲「階級闘争」84~5頁）。正しくその自由及び平等の原理は、あくまで有産者＝生産手段所有者の自由及び平等に止まることがここに明らかになるのであり、従つて「その逆に、無産者は生れながらにして、不自由・不平等なるが故に無産であり、その無産の故に、不自由・不平等」なる（平野氏前掲書85頁）ことはまた自ら容易に理解されるところである。かくして平野氏が続けていうように「人権宣言の冒頭にすえられた基礎原理は終尾の基礎原理と相呼應し、相たすけ相まつて、一の不動な見点を獲得する。従つて、この両者を齊一した統一原理のうちに、ブルジョアの法律組織はその体系を遺漏なく完整する。」と（平野氏前掲書 85頁）されねばならぬの

である。

右に見た様に所有の自由のみが現実的実質的保障をうるとすれば、このことから非所有者の所有への隷属が生起するに外ならぬが、ともあれ、このようにして、近代法の抽象性は専ら所有することの主体性へ重点のおかれること換言すれば権利主体をば所有主体に偏重することの中に、その基本問題をはらむものといふるのである。人格の最初の、直接的定在として所有の規定がなされる時、労働者階級にとりては、その定在は單に形式論理的なる労働力所有における定在—生産手段非所有の所有—としては、歴史的現実的には實に生産手段非所有者—所有の非所有者として、生産手段所有者—所有の所有者による支配服従の關係において労働力所有者—非所有の所有—労働者—人格者たりうるにすぎざることを知りうる。人格—非所有者—の所有への吸引——この法形式に矛盾・迷なる契機は、所有（權）—實は私所有—そのものにこそ内包されるといわねばならぬ。かくして人格・所有・契約の概念における中心・くせ者こそは所有の概念に容疑さるべきである。何れ後述もする如く、商品交換を成立せしむる法的規範こそ所有であり、所有規範（所有の不可侵）は行爲規範（契約の履行義務）を予定し、それと不可分離でありながら、實は所有がその抽象的基礎なのであつて、既に別語を以て一言したところである。このような意味において、近代法典—民法典の基本概念こそは所有權（實は私的所有權）であり、如何なる拘束をも許さない・絶對的なる物的支配—近代的所有の觀念にこそ一切の問題が残され、係つていふべきであらう。

本稿の結語

されば最早ここに結論を示さねばならぬ。近代法は無産労働階級——生産手段非所有者に対する資本—所有の封建的支配の一形式の一必然の前提なることをば、我々は資本主義的に特殊歴史的なる現実に即して知りえた。自由・平等は所有の一方的自由・平等であり、正しく第一部が指摘したる様に、近代法は所有權の自由權体系である。よりにて我々は冗長にすぎることを恐れるが、尙次の言葉をば敢えて最後に重ねることを許されるであらう。即ち—以上の事由よりして、近代法の代表的指導原理をば自由平等なる人格概念從つて契約の自由承認という、個人の主体性と自由とに求めるの見解は、正しくこれら諸概念からの既述の様なるその歴史性の捨象、抽象概念化という致命的なる誤謬を冒したるものといふべく、このことは敢えて論者の言をまたすとも、我々がこれまで充分分析したるところによりて論証された筈であつて、正に所有における主体性と自由こそが近代法典をば貫流する代表的指導原理と見ねばならぬであらう。

(1) 吾妻光俊氏著「近代社会と労働法」195頁参照。

(昭和30年9月8日受理)

